
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 受託者を指定した日

令和6年4月1日

富山県告示第208号

富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正について

富山県地域総合整備資金貸付要綱（平成4年富山県告示第294号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月1日

富山県知事 新 田 八 朗

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条第1項中「35パーセント」を「50パーセント」に改める。

第5条第2項中「10億5千万円」を「20億円」に、「42億円」を「80億円」に改め、「ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものであるときは、その上限を63億円とすることができる。」を削る。

第5条第4項中「42億円」を「80億円」に、「52億5千万円」を「100億円」に改め、「と、「63億円」とあるのは「78億7千万円」」を削る。

第5条第5項中「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「42億円」を「80億円」に、「67億5千万円」を「120億円」に改め、「と、「63億円」とあるのは「101億2千万円」」を削る。

第23条中「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に改め、「と、「63億円」とあるのは「81億円」」を削り、「52億5千万円」を「100億円」に、「67億5千万円」を「120億円」に改め、「と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」」を削る。

第24条中「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に改め、「と、

「63億円」とあるのは「81億円」を削り、「52億5千万円」を「100億円」に、「67億5千万円」を「120億円」に改め、「と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」を削る。

第25条中「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「42億円」を「80億円」に、「54億円」を「96億円」に改め、「と、「63億円」とあるのは「81億円」を削り、「52億5千万円」を「100億円」に、「67億5千万円」を「120億円」に改め、「と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県告示第209号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和6年5月1日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	4.70	10.00	滑川市高塚字上 埜割 910番1	滑川市高塚字上 埜割 910番1	令和6年 3月22日
2	4.12	56.41	砺波市東保2229 番	砺波市東保3164 番1	令和6年 4月19日
3	4.62	23.64	砺波市東保3164 番3	砺波市東保 753 番2	令和6年 4月19日

2 作業期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

3 作業地域

県内全域

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（重力測量）

2 作業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

富山市、氷見市

富山県警察安全安心アプリ導入事業業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県警察安全安心アプリ導入事業業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年5月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 委託業務の名称及び数量**

富山県警察安全安心アプリ導入事業業務委託 一式

(2) 委託業務の仕様等
入札説明書による。

(3) 委託期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 他都道府県警察において、都道府県民向け防犯アプリの導入実績がある者であること。
- (4) ISO9001の認証取得事業者である者であること。
- (5) ISO27001の認証取得事業者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかに適合している者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限
令和6年5月22日 午後5時15分

4 入札説明書の交付等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課庶務係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和6年5月1日から同年5月17日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札方法及び日時、場所

(1) 入札方法

出場入札

(2) 入札及び開札の日時

令和6年5月31日 午前11時

(3) 入札及び開札の場所

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

土地改良区の役員 の 退任

大久保用水土地改良区の役員であった次の者が令和6年3月20日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年5月1日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名 住 所

理 事 小 林 義 文 富山市中大久保62番地

土地区画整理組合の理事の氏名等の届出について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項により砺波市出町東部第

3 土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年5月1日

富山県知事 新 田 八 朗

氏 名	住 所
高 島 輝 男	砺波市春日町1番52号
堀 田 一 英	砺波市春日町1番12号
長 谷 川 智 章	砺波市春日町4番29号
松 原 俊 正	砺波市となみ町1番11号
川 田 浩 司	砺波市春日町1番72号
野 井 孝	砺波市春日町4番30号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年5月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アルビス婦中速星店 富山市婦中町速星1070番地の1 外

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 店舗において小売業を行う者 アルビス株式会社

4 新設の日 令和6年10月30日

5 店舗面積の合計 2,203㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側1箇所建物敷地南側（隔地）2箇所／122台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側1箇所／20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側1箇所／300㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側1箇所／36.31㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時から翌午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 7箇所／敷地北側1箇所 ほか6箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出の日 令和6年4月16日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和6年5月1日から令和6年9月1日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年5月1日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
下新川郡入善町入膳423番 1、424番1及び425番1	同 左	道 路 水 路 防 火 水 槽		入善町

